

任意継続被保険者になられた皆様へ  
(必ずお読みください)

1 健康保険法第38条によって次のことが定められています。

任意継続被保険者資格喪失事由及びその時期

- ① 任意継続資格取得後2年が経過したとき(期間満了)・・・その日の翌日
- ② 被保険者が死亡したとき・・・その日の翌日
- ③ 保険料を納付期日までに納付しなかったとき(保険料の遅滞)・・・納付期日の翌日  
納付期日(毎月10日)までに納付しなかった場合は、被保険者資格がなくなり  
健康保険被保険者証が使用できなくなります。

(納付期日10日が金融期間休業日の場合は、翌営業日が納付期日となります)

- ④ 健康保険の被保険者等となったとき・・・資格取得日
- ⑤ 後期高齢者医療の被保険者等となったとき・・・75歳の誕生日
- ⑥ 被保険者が資格喪失を申し出たとき・・・申出が受理された日の属する月の翌月1日  
(申出後の取り消しはできません)

(注) 資格喪失日以降に、健康保険被保険者証を使用したときは、その医療費を返納していただくこととなります。ご注意ください。

2 保険料振込手数料について

金融機関からの振込には、手数料がかかります。

3 その他

- ① 就職されたときや氏名・住所等に変更があったときは、速やかに健康保険組合までご連絡いただきますようお願いいたします。
- ② 保険料の納付方法は、毎月納付と前納納付があり、前納納付の場合は割引があります(定率割引年4回複利現価法で最大年間約8,000円の割引となります)詳しくは当組合までお尋ねください。
- ③ 領収書は社会保険料控除を受ける際に必要ですので、大切に保管してください。  
\* 不明な点等がありましたら当組合までお問い合わせください。

〒612-8585

京都市伏見区竹田向代町51-5

京都自動車会館4階

京都自動車健康保険組合

075-672-5381